

海運事業等雇用調整助成金制度が 創設されました

1. 海運事業等雇用調整助成金とは

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた船舶所有者が、その雇用する船員を、一時的に休業、教育訓練又は出向させた場合に、手当又は賃金等の一部を助成し、雇用の維持を図る制度です。

2. 海運事業等雇用調整助成金の支給額（休業・教育訓練の場合）

休業手当又は賃金に相当する額（休業等を行った方の標準報酬日額に、休業協定書等に記載された手当等の支払い率を乗じた額）の $4/5$ （大企業は $2/3$ ）。

ただし、1人1日当たり船員保険失業保険金日額の最高額（7,730円）が限度となります。

教育訓練を実施した場合は、訓練費として1人1日当たり6,000円（大企業は4,000円）を加算します。

3. 海運事業等雇用調整助成金の支給額（出向の場合）

出向元の負担額（出向元の負担額が標準報酬日額の $1/2$ を超えるときは $1/2$ が限度となります。）の $4/5$ （大企業は $2/3$ ）。

ただし、1人1日当たり失業保険金日額の最高額（7,730円）が限度となります。

4. 支給率の上乗せ

次の要件の両方を満たした場合は、休業・教育訓練及び出向の助成率を、 $4/5$ から $9/10$ （大企業は、 $2/3$ から $3/4$ ）へ上乗せします。

- ① 月末における船員数（受け入れている派遣船員を含む。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均船員数と比して $4/5$ 以上であること。
- ② 申請月とその直前6か月の間に船員の解雇等（有期契約者の雇止め、派遣船員の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと。

5. 支給手続き（休業・教育訓練の場合）

（1）事前届出

船舶所有者は、休業等実施計画を休業・教育訓練を開始する日の前日までに、休業（教育訓練）協定をした書面（写）及び教育訓練の場合は通常実施している教育訓練の状況を示す就業規則等の書類（写）を添えて、「休業等実施計画（変更）届」を所轄運輸局に提出します。

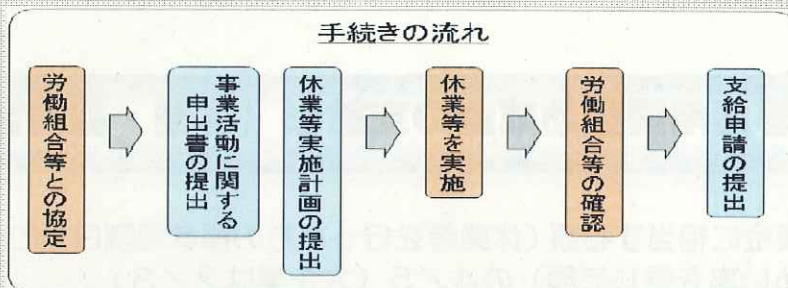
休業等を実施しない月がある場合は、提出の必要はありません。

なお、初めて事前届出を提出するときは、「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」の提出をし、支給対象となる事業者（船舶）に該当するものであるか否か判定されることとなります。

申請は、暦月単位で行います。

（2）支給申請

船舶所有者は、事前届出の対象月の末日の翌日から1か月以内に休業等が休業（教育訓練）協定に定められているところによって行われるものであることについての労働組合等の確認を得て、「雇用調整助成金（休業等）支給申請書」、乗組員名簿、休日付与簿の写し等を所轄運輸局に提出します。



6. 支給手続き（出向の場合）

（1）事前届出

船舶所有者は、出向船員の出向を開始する日の2週間前をめどに、出向協定をした書面（写）及び出向契約書（写）を添えて、「出向実施計画（変更）届」を所轄運輸局に提出します。

なお、出向に係る出向船員の同意の確認については、出向船員の当該出向に関する同意の確認を得て、計画届提出特に任意の様式により出向船員の同意の確認書を提出します。

（2）支給申請

船舶所有者は、当該出向船員の平成21年12月末までの出向の実績について、翌月末日までに、当該出向が出向協定に定めるところによって行われたものであることについての労働組合等の確認、当該出向が出向契約に定めるところによって行われたものであることについての出向先船舶所有者の確認を得て、「雇用調整助成金（出向）支給申請書」を所轄運輸局へ提出します。

※ 特例申請

平成21年4月から6月末日までに実施した休業等については、7月末日までに申請することにより助成の対象となります。